

## 令和4年度 12月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月5日（月）午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 18人 欠席者 4人

| 議席番号 | 委員氏名   | 出欠 | 議席番号 | 委員氏名  | 出欠 |
|------|--------|----|------|-------|----|
| 1番   | 古賀 和則  | 出席 | 13番  | 綾部 勝年 | 出席 |
| 2番   | 日高 幸子  | 出席 | 15番  | 橋本 達男 | 出席 |
| 3番   | 松下 茂   | 出席 | 16番  | 寺田 一義 | 出席 |
| 4番   | 田中 雄三  | 欠席 | 17番  | 寺田 宏澄 | 出席 |
| 5番   | 橋本 昭憲  | 欠席 | 18番  | 森園 文男 | 出席 |
| 6番   | 大川 定道  | 出席 | 19番  | 松永 淳  | 欠席 |
| 7番   | 江頭 政寛  | 出席 | 20番  | 本村 一  | 欠席 |
| 8番   | 鷺崎 和志  | 出席 | 21番  | 副島 幸満 | 出席 |
| 9番   | 尊田 信明  | 出席 | 22番  | 牛島 和昭 | 出席 |
| 10番  | 馬郡 文男  | 出席 | 23番  | 田中 節士 | 出席 |
| 11番  | 山内 しげ子 | 出席 |      |       |    |
| 12番  | 濱尾 種光  | 出席 |      |       |    |

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について  
委員会決定分 (21件)

議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について  
意見書提出分 (6件)

議案第6号 空き家に付随する農地の指定について  
委員会決定分 (1件)

議案第7号 空き家に付随する農地の指定の解除について

委員会決定分（1件）

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和4年12月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は18名、欠席委員は4名、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について  
議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について  
議案第6号 空き家に付随する農地の指定について  
議案第7号 空き家に付随する農地の指定の解除について  
その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数            2件            面積            18,737㎡

#### 議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

#### 議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

#### 議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

#### 〇〇委員

先月24日に〇〇委員、〇〇委員、事務局2名と私の計5名で現地確認を行いました。この案件は贈与による所有権移転でありまして、非常に難しく半年ほど話し合いを致しました。初めに〇〇さんと前の耕作者である2名の〇〇さんに合意解約をして頂き、3条申請の許可が下りるようにしました。問題なのは、新しい所有者の〇〇さんが中津隈区にお住まいなので松枝地区できちんと耕作していけるのかで、松枝の生産組合長さんとも審議して、保全会、その他の会合にも参加してもらおうとしました。〇〇さんも後々は松枝区に移り住むかも判らないということで、それ以上はプライベートな問題で聞いてはおりませんが、現在持っている農地、今後増える農地と2倍の面積になりますが、きちんと管理をしていかれると言われていています。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長。

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

〇〇委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。  
特に支障はありません。ただ売買価格が10アール当たり1万円なのは事務局も把握済みなのですか。よろしくご審議をお願いします。

事務局

3条申請は自由契約なので売買価格が高い、安いで判断することはありませんが、話を聞いたところでは、譲渡人が現在5町2反ほどの農地を耕作されていて、所有されている機械が大型機械であり、16ページをみて頂くとお分かりになると思いますが、圃場整備等がなされていない農地で、農地によっては農機具も使えないということであるため、双方の合意の下での今回の申請に至ったわけです。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

今回の10アールあたり10,000円はわかりましたが、この辺の平均売買価格はいくらぐらいでしょうか。10万、20万円としないのですか。

〇〇委員

この近くの売買はあってないので分かりませんが、少し離れたところでの700,000円は聞いております。

〇〇委員

〇〇さんは申請地を耕作されていないのですか。

〇〇委員

されてあります。しかし、私の地区にも〇〇さんの田んぼが5反程ありますが、大型機械をあっちこっちと移動させるよりはと、無償で耕作を頼まれています。

〇〇委員

〇〇さんは貸したり借りたりの面積も結構あるので、貸して賃貸料を貰われた方が良くはなかったのでしょうか。西側は宅地化されている所ですね。

〇〇委員

山つきの2～3メートルと段差もあるこんな所にお金を出して借り耕作する人はいません。

事務局

補足ですが今回譲り受けられる〇〇さんは、定年後農業をしたいという意向でしたが、ご自分の農地が中原の〇〇〇〇と線路の間当たりであり、圃場整備をされてなく大雨で水路が壊れており自己負担で治すしかなく他の農地を探しておられたところ、今回の合意に至ったと聞いております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 。

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月25日に事務局、担当委員計4名で現地確認を行いました。  
自然の水路で田の横には側溝は入れてありますが、石ころだらけです。上部にはハゼの木が植えてあります。金銭的には、〇〇さんは不動産、建設業をされており違う地域との代替え的感觉であり持ちつ持たれつと思われてあります。特段問題はないと思われま  
す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。

事務局

議案第2号に入る前に農地法3条の確認、補足説明をする。

議 長

続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月24日に私と〇〇委員、事務局で現地確認を行いました。宅地の裏側に宅地が2つありますが、元々、別々の人が住んでおられたもので、よその土地の方を最所の持ち主の父親に譲渡してから移り住まわれたものです。

排水の問題は左右ともに水路になっているので他に迷惑かけることなく承認しても良いのではと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1 1月25日に〇〇、〇〇、事務局で現地確認を行いました。

25ページの地図を見て頂くと、申請地の南側は今年新築工事がされています。このあたりは作付けもあまりされていない、荒らさないように耕すだけの畑ばかりです。道路も申請地迄ではあまり整備がされてありません。今年新築された南側も今度申請があがる予定です。この地域一帯農地から宅地へと変わるのではないかと思いますし、農業に及ぼす影響はあまりないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

|      |     |     |       |    |
|------|-----|-----|-------|----|
| 審議件数 | 貸借権 | 19件 | 所有権移転 | 2件 |
|------|-----|-----|-------|----|

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。



(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月25日に事務局2名と〇〇、私で現地確認を行いました。申請地は工場、駐車場、倉庫に囲まれています。私に申請地の耕作の相談を受けましたが、周囲の状況からお互いに迷惑をかけあうようになると思い別の用途に使用したが良いのではと断りました。そして、今回の申請になりました。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、周辺は農地以外の土地で、公共用地、事業用地に囲まれ、農地の広がりも 10ha 未満であるため、除外はやむを得ない。なお、申請地に隣接する水路等の施設があることから、支障を及ぼすことがないよう関係者との協議に基づく土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第 5 号 1 ついて、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 5 号 1 ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第 5 号 2 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 2 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地は、綾部の信号の東の交差点から下った所です。国道から登ると中間の〇〇産業の独身寮の前、〇〇生協の横になります。田んぼ的にも水利関係もあまり良くないし、近辺住宅が立ち並んでいます。農業への支障もなく、今後の開発の拠点になれば良いかなと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営及び県営かんがい排水事業の受益地ではあるが、農地の広がりもなく、中山間地域に属する生産性の低い農地であり、農業上の効率的、総合的な土地利用及び利用集積に及ぼす影響も軽微と認められることから、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先議案同様に現地確認を行いました。

ここは、81ページの航空写真を見て頂くと分かるように、西側がスーパー〇〇、北側は住宅地、南側は先月審議して頂いた住宅の建設予定地です。ここは早く開発したほうが良いような場所です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、周囲は市街化の区域内で、みやき町中原庁舎から300メートル以内にある農地であることから、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付し

ます。

続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

事務局の説明どおりで、現在は草刈り等、管理だけされてある農地で、特段問題はないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であるが、周囲は市街化の区域内で、みやき町中原庁舎から300メートル以内にある農地であることから、除外はやむを得ない。なお、西側、南側に農地があることから、営農の継続に支障を及ぼさない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月24日〇〇委員、私、事務局の4名で現地確認を行いました。

申請地は現在遊休農地になっていて、周りも減反にて耕作されておりません。今後の農業経営等に支障はありません。どちらかと言うと南側も住宅地となっており、これによって開発がすすめられたが良いかと思えます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地ではあるが、農地の広がりもなく、中山間地域に属する生産性の低い農地であり、農業上の効率的、総合

的な土地利用及び利用集積に及ぼす影響も軽微と認められることから、除外はやむを得ない。なお、北側に農地があることから、営農の継続に支障を及ぼさない土地利用計画の策定、及び配慮を行いうこと」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

子育てにはもってこいの場所です。農業者には、雨水については直接河川に流されるようになっていて、南側の農地はぼちぼち耕作されている程度です。農地に迷惑をかける場所ではありません。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が、一般住宅の建設用地であり集落に接続していると判断される農地であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして議案第6号空き家に付随する農地の指定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号空き家に付随する農地の指定についてについて、指定申請のあった農地の状況、指定基準に基づく検討状況、権利関係の支障の有無、事前確認の結果等について説明する。



議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

9月に事務局と担当委員2名で現地確認を行いました。  
畑として耕作出来る状態の農地で問題はないと思われ  
ます。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第6号空き家に付随する農地の指定についてとして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号において議決された地番を農地の所有権移転における下限面積を1㎡とする農地として告示することに決定いたします。続きまして、議案第7号空き家に付随する農地の指定の解除について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第7号について、空き家に付随する農地の指定解除の対象農地、解除までの経緯、解除理由等を説明。

議 長

事務局より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。  
議案第7号について、区域指定を解除することに承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第7号は提案どおり承認する事に決定いたしました。  
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和5年度農業委員会委員の改選について
2. 農業経営意向調査の集約状況について
3. 最適化推進活動の打ち合わせについて
4. 農業委員研修について
5. 農業者等との意見交換会について
6. 農業委員報酬の支払いについて

議 長

1月の総会は、1月 5日(木)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、1月 5日(木)実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は12月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで12月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会 会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番